

4．土壤汚染に関する自治体の日常的な対応

自治体は、地域環境の情報を把握するとともに自治体内の関係各機関と情報を共有し、住民や事業者とのコミュニケーションを行った上で、計画的に環境リスク管理を進めることが必要になります。

また、土壤汚染に関する情報は、土地を購入しようとする者がその購入の判断に活用できること、法第8条に基づき、汚染原因者に対して費用を請求しようとする土地の所有者等が請求の根拠として活用できること等、利用価値が大きいものです。

このようなことから、自治体は土壤汚染に関連する情報を広く収集し、周知させることが望ましいといえます。（「日常的に把握・整理しておくべき情報」 p23 参照）

以下に、土壤汚染に係る住民と自治体、事業者と自治体との日常的なコミュニケーションのポイント及び情報把握体制や連携体制などの体制整備のポイントをまとめました。

4.1 日常的なコミュニケーション

(1) 自治体と住民との関係

日常的に住民へ提供する情報

法第35条第1項では、国及び地方自治体は、教育活動、広報活動、その他の活動を通じて土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響について、国民の理解を深めるように努めることが規定されています。つまり、国、都道府県、政令市、市区町村のいずれも、住民に対し土壤汚染に関して教育、広報活動を行うことが求められています。

土壤汚染は暴露経路を遮断することにより健康リスクを回避できるという特徴がありますが、汚染が存在したまま暴露防止対策を行うことでリスク管理ができることを住民に理解してもらうことは容易ではありません。また、土地は私有財産であることから、土壤汚染に係る情報は、経済的な観点からも住民にとって重要な情報となります。そこで、日常から広報誌、インターネット、パンフレット等を通じて、土壤汚染が及ぼす影響やそれを回避する方法、土壤汚染対策法を中心とした土壤汚染対策の仕組み、その他関連する情報を提供し、住民の土壤汚染に対する理解が向上するように努力する必要があります。また、汚染が見つかったわけではなくても、土壤の汚染について漠然とした不安を持っている住民もいます。このような住民から土壤汚染の調査について申し出があった場合には相談に乗り、住民の不安を解消することも必要があるでしょう。このため、特定有害物質を使用しており過去に漏洩事故があった場合や、周辺の土壤や井戸等で汚染が見つかり当該土地が汚染原因である可能性がある場合など、土壤汚染のおそれがある場合には必要な調査を実施することも必要でしょう。

自治体が日常的に住民へ提供する情報を以下にまとめました。開示請求によらずとも日頃から住民の要求に応じて情報提供が行えるよう、これら情報を類型化しておきましょう。また、個人情報などを除いた情報は、要望があれば直ちに開示できるよう用意しておくことも必要でしょう。

環境モニタリング情報：土壌汚染に起因する地下水汚染の有無を知る情報として、定期的
に実施している地下水等の環境モニタリングデータは有効です。測定地点に関する情報は、
一般的には字単位の公表になりますが、井戸の所有者の意志を尊重しつつ可能な場合は詳
細な測定地点の情報を公表することも必要です。これらの情報を日常的に提供して、地域
環境の状況を住民が理解できるようにしておきましょう。

土壌汚染対策法等にもとづいて行われた調査結果：法律の仕組みや有害物質使用特定施設、
特定有害物質の基準値又は有害性等について分かりやすく説明しましょう。また、日頃か
ら開示請求があった場合に備え、指定基準を満たした第3条調査、第4条調査結果や自主
調査で事業者から提出された調査結果を整理しておきましょう。

土壌汚染による暴露とリスクの考え方：土壌汚染は、大気や水質の汚染と異なり、汚染範
囲が拡大しにくいこと、汚染土壌中の汚染物質の暴露を遮断すればリスク管理ができ、周
辺住民への健康影響はほとんど考えられないこと等を分かりやすく説明しましょう。

4.2 体制の整備

(1) 情報把握・提供体制

自治体は、適切に事業者を指導して対策を円滑に進め、住民の健康を守る役割を担っているため、日頃から地域の地下水常時監視データや土壌の立ち入り調査結果、公有地での土壌調査結果などをはじめとして、さまざまな情報を把握しておく必要があります。アンケート結果でも情報の把握に苦労しているという意見が多数あり(参考1)日頃から必要な情報の所在を確認し、収集できる体制を整備しておくことが重要です。

また、法第35条第2項では、同条第1項で定められた教育活動、広報活動の責務を果たすために必要な人材を育成することが規定されています。事業者から汚染の報告を受け、迅速に把握せねばならない情報もあるため、土壌汚染対策を熟知した経験のある人材や、土壌汚染による環境リスクに関して住民に分かりやすく説明できる人材の養成が重要になってきます。

更に、住民から直に情報を入手するためには、自治体の担当窓口が非常に重要な役割を果たします。実際に土壌汚染が判明した時のみならず日常的にも、住民が不安を感じた際に問い合わせることができる窓口を自治体内に設置し、担当部署名、担当者、連絡先を明確に示して対応できるようにしておきましょう。

土壌汚染に関連する情報の収集及び提供についての考え方(「コラム7」 p25 参照)をもとに、日常からの準備として把握・整理しておくべき情報、汚染判明時に把握すべき情報に分けて以下にリストにしました。

日常的に把握・整理しておくべき情報

- ・現存する有害物質使用特定施設に関する情報(立入調査の結果等も含む)
- ・過去に設置されていた有害物質使用特定施設に関する情報(可能な限り、昔に遡って収集することが望ましい。)
- ・管轄地域の既存井戸の調査結果(帯水層区分、地下水位、水質)
- ・管轄地域の既存井戸の利用状況(現地踏査等の結果)
- ・管轄地域の地質、地下水流動に関する既存資料
- ・土壌汚染対策に関する経費
(各種汚染除去措置に要する費用や周辺環境調査に要する費用など)
- ・自然由来の汚染の情報
- ・土壌に係る環境基準、指定基準など各種基準値
- ・土壌汚染対策法と関連法令・条例との関係
- ・管轄地域の住民代表の連絡先(自治会役員や市民団体など)

汚染判明時に把握すべき情報

- ・ 汚染土地の過去の土地履歴・汚染情報
- ・ 当該事業所敷地内の汚染状況調査の詳細情報
- ・ 周辺地下水（当該事業所敷地外汚染）の利用状況

また、土壌汚染が判明した後のリスクコミュニケーションで重要となるのは、汚染判明地域の周辺住民全般ですが、特に井戸所有者、自治会役員等と連携して対応することが非常に重要になります。日頃からこれらの関係者を把握しておきましょう。

井戸所有者：汚染が判明した場合、健康への影響調査や水道切り替え工事の実施などが必要となった際には、重要な関係者となります。管轄地域内の井戸の所在地と所有者、井戸の飲用利用状況や上水の整備状況などについて事前に把握しておくことで、迅速な対応をとることができます。

自治会役員等：自治体や事業者が把握できる地域の代表者であり、戸別訪問などの連絡・相談を行う相手と位置付けている事例が多くみられます。自治会役員から積極的な協力が得られ、周辺住民全般の理解を円滑に促進することができた事例もありました。事業者が把握していない場合は、自治体が紹介できるように、定期的に把握しておきましょう。

市民団体等：汚染判明地域周辺では、環境問題に取り組む市民団体や NGO/NPO などが活動している場合があります。事業者が早期に市民団体等への相談を行った事例や市民団体等から事業者へ要望書・意見書が提出された事例もありました。このような団体にも迅速かつ適切に対応できるよう、日頃からこれらの団体の取組みや関心事を把握しておきましょう。

コラム7 土壤汚染に関連する情報の収集及び提供についての考え方

都道府県は、収集した土壤汚染に関連する以下の情報を、住民等の利害関係がある人の求めに応じて提供することが望ましいと考えられます。ただし、その際には、土壤汚染に関連する情報の多くが私有財産に係るものであることに留意し、情報を必要とする個別の事由等に応じた慎重な対応が必要です。

なお、住民が情報を入手しやすいように、一定の類型化された情報については、情報公開条例に基づく開示請求の手続を経ず、より簡便な手続で提供できるように日頃から準備しておきましょう。

現存する有害物質使用特定施設に関する情報

- ・ 有害物質使用特定施設が設置されている事業場の名称、住所
- ・ 有害物質使用特定施設において使用等されている特定有害物質の種類

過去に設置されていた有害物質使用特定施設に関する情報（既に届出情報が廃棄されている場合を除く）

- ・ 有害物質使用特定施設が設置されていた事業場の名称、住所
- ・ 有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類

地下水の利用状況に関する情報

- ・ 地下水の飲用利用等が行われていないことが明らかな場所、及び行われていることが明らかな場所を示した情報（なお、どちらとも明らかでない場所については、具体的な汚染事例が生じた段階ではじめて飲用利用等の状況を判断し、その後から情報提供を行う。）

地下水の汚染状況に関する情報

土壤汚染の状況に関する情報

- ・ 法に基づく土壤汚染状況調査の結果であって、土壤汚染のなかったもの及びいったん指定区域に指定されその後解除されたもの（なお、指定区域に指定されているときは、指定区域台帳により当然に提供される。）
- ・ 自主的に行われた土壤汚染の調査及び汚染の除去等の措置の内容であって、既に公表されているもの

（「土壤汚染対策法の施行について」平成15年2月4日
環水土第20号環境省環境管理局水環境部長通知 別紙2抜粋）

参考1 入手が比較的困難な情報

- ・ 井戸の所在情報などの入手
- ・ 事業所敷地内汚染情報の入手
- ・ 過去の土地履歴・汚染情報の把握
- ・ 対策技術や健康リスクに関する知識

（アンケート自由回答結果 参考資料）

(2) 自治体間の連携体制

土壤汚染対策法では、都道府県・政令市が事業者から報告を受け、調査を命じるなどの役割が定められています。しかしながら、円滑な措置の実施のためには、これら法で定められた対応のみでなく、自治体が住民と企業の間立ち、リスク回避のために客観的かつ積極的に対応することが求められています。このため、地域の状況を把握している市区町村の果たす役割も非常に重要となります。

特に、事業者が一般的に技術力や資力が低い中小企業の場合は、事業者単独で対応できない可能性が高くなるため、市区町村が汚染除去等の措置や住民とのリスクコミュニケーションの面で事業者を支援する割合が大きくなります。

土壤汚染やリスクコミュニケーションを理解した担当者を配置し、組織内での連携体制・役割分担を明確にするとともに、他の自治体との連携体制・役割分担を決めておきましょう。

都道府県と市区町村の連携

都道府県と市区町村間の役割分担については、都道府県が中心となって明確化し、市区町村の理解を得ておきましょう。既に、条例や要綱でこれらの役割分担を定めている自治体も多くみられます。アンケート結果に限って言えば全般的な傾向として、都道府県が専門的技術・知見の提供や支援を中心に、市区町村が地域住民の井戸水飲用状況把握など地域情報の把握を中心に行っているようです。

周辺住民への健康影響のおそれがある場合は、調査措置命令の権限を持つ都道府県の環境部局が中心となって対応します。このため、都道府県と市区町村が相互に土壤汚染状況について連絡、情報交換しながら対応を決定しましょう。

都道府県と政令市の連携

政令市の場合は、土壤汚染対策法で都道府県と同様の権限を持つことが定められています。過去の事例では、水質汚濁防止法の政令市に対応を一任して、都道府県が状況を把握していない例や、専門的研究機関がなく十分な知識を持つ担当者がいない政令市では、都道府県からの専門的技術・知見の提供や支援が重要であったとする事例もみられました。いずれの場合にも、専門的知見や意見交換などを行い、都道府県と政令市が連携して対応することが重要です。

汚染が判明したときの都道府県、市区町村、政令市の役割分担の一例を表1に示しました。ここに挙げた項目について、都道府県、市区町村で役割分担を協議しておきましょう。また、政令市は必要に応じて都道府県の支援を得られるようにしておきましょう。

表1 都道府県、市区町村、政令市の役割分担（例）

項目	都道府県	市区町村	政令市
台帳への記載		-	
6.2.1 住民の健康保護のための緊急対応	1		
6.2.2 周辺環境調査			
6.4.1 住民への汚染状況の説明			
6.4.2 情報の公表		-	
6.5.1 健康診断	1		2
6.5.2 対策実施状況の経過報告			

:実施する主体 :実施する主体(必要に応じて の者と連携して実施)

:支援する主体

1 市区町村が実施する場合には、都道府県は市区町村と共同して行うか、市区町村を技術的に支援する

2 保健所設置市の場合は、 になる

自治体内での役割分担

土壌汚染に関するリスクコミュニケーションに関わる主な関係部署とその役割について、参考例を示します。

緊急時には迅速な判断が求められますので、自治体の担当部署が首長に的確な情報を伝達し、首長に迅速な判断を促すことも重要です。また、小規模な市区町村では環境部署の人数が少ないため、戸別訪問など多人数の協力が必要な際には他の部署の協力が得られるようにしておきましょう。

アンケート調査では、市区町村において、汚染判明の報告を首長や助役なども含めた関係部署や都道府県へ連絡する体制を整備する例がみられました。また、都道府県においては、条例・要綱などによって土壌汚染への対応を定めている例が多くみられ、この中で都道府県が市区町村に対して財政的・技術的支援を行っている例もありました。(参考2)

特に、都道府県は市区町村から専門的アドバイスや支援を求められているため、経験を持つ土壌汚染の専門担当者の確保やリスクコミュニケーション担当者の育成・選任が重要です。専門研究機関も含めて、専門的事項を検討できる体制を構築しておきましょう。また、都道府県の環境部局と保健所や各地域の地方機関などとの連携も重要です。

主な関連部署と役割分担の例

- ・環境部・環境生活部等...環境汚染の対応全般
- ・保健関連部署、保健所...井戸水飲用指導、健康関係対応
- ・上下水道局...安全な飲用水の確保
- ・広報広聴課...住民への窓口・情報提供
- ・産業部・農政部...農作物等の風評被害対応
- ・教育委員会...学校関係の対応
- ・地方機関（地域の環境管理事務所・振興局など）...地域対応の窓口

参考2 都道府県が市区町村への支援を行った例

市区町村は事務職の職員ばかりで、土壌対策に関する知識がなかったため、都道府県との連携が不可欠であった。このため、県職員や県研究機関の専門家が参加する会合を定期的に行い、技術的なアドバイスを行った。また、県職員は町からの要請で説明会に同席し、住民からの技術的な事柄に関する質問に回答するなどのバックアップを行った。

（自治体調査による個人事業者のケース 事例1）

（3）自治体と事業者との関係

アンケート結果では、事業者が日常的に住民とリスクコミュニケーションを行っていたため、土壌汚染判明時の対応が円滑に進んだ事例がみられました。また、土壌汚染により、住民とトラブルが起こるケースは、周辺環境へ汚染が拡大した場合や汚染判明から対策の実施まで長時間を要している場合であることが事例調査よりわかっています。そのため、事業者が自主的に土壌調査を行った場合でも、汚染が判明したらなるべく早い時点で自治体に相談するように呼びかけることが望まれます。また、事業者の自主的取組を促進するためには、自治体が事業者の自主的取組を尊重し、これに協力する姿勢が望まれます。

日頃から事業者へ指導すること

事業者には、日頃からの情報開示とリスクコミュニケーションの取組を促すことが重要です。具体的には、以下のような指導を行いましょう。

情報提供の充実：ホームページの充実や環境報告書、ミニコミ誌の作成などにより、事業内容や特定有害物質等の取扱状況、排出状況、排出源などについて情報提供を行うこと。
地域イベントへの参加：夏祭りや地域会合等の地域イベントに参加し、地域住民とコミュニケーションを図り、コミュニティーの一員であることを住民に認識してもらうこと。
説明会等の開催：環境報告書を読む会やPRTR説明会等を開催して事業所内の操業状況や

リスク管理状況について地域住民に説明し、事業活動に対する住民の理解を促進すること。
自主調査への対応方法：自主調査の場合、自治体は事業者が相談に来るまで指導を行うことができません。そこで、調査開始前に汚染があることを想定して社内体制を整備すること、自治体として推奨する土壌調査方法、自治体に相談するタイミング、その時に持参して欲しい情報（測定データ、対策方針など）等を事前に知らせておきましょう。また、測定したデータは基準値以下であっても貴重な環境データになりますので、提供を依頼しておくことが望まれます。

土壌汚染の発生を想定して日頃から事業者へ提供する情報

事業者の報告や相談を受けてからの対応を迅速に行えるようにしましょう。まず第3条調査、第4条調査の報告のみならず、自主調査の相談や報告を受け付ける窓口を自治体内に設置し、担当部署名、担当者、連絡先を明確に示して対応できるようにしておきましょう。また、事業者から汚染の報告又は相談を受けた場合に、自治体として必要な情報（報告を受ける内容）や対応（特にメディア公表の内容や実施方法など）について事前に手順を決めておきます。これらの情報を日頃から事業者に提供することにより、土壌汚染判明時の対応をスムーズに運ぶことができます。